

Title	支那の占卜と易筮
Sub Title	
Author	橋本, 増吉(Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1939
Jtitle	史学 Vol.18, No.2/3 (1939. 11) ,p.361a(547a)- 375(561)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	挿繪:龜甲獸骨 占部博士古稀記念號
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19391100-0361

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

甲 龜

骨 獸

(土出莊樓高邊南岡後陽安省南河)

No. 11



No. 5



No. 2



No. 12



No. A



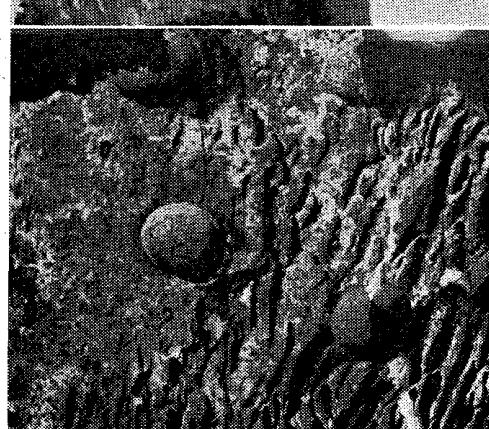
No. B



No. C



No. D



(大 物 實)

これ等の龜甲獸骨は高樓莊 A. 7 號竪穴よりの出土品であるが、たゞ
No. D だけは表面採集のものである。龜甲の番號は大山氏採集品の原
番號であるが、獸骨の符號は予が便宜上附せるものである。龜甲の
No. 11 は橢圓形に鑿せるもの、No. 5 は兩側を灼けるもの、No. 2 は
四角形に削れる中を、鑿せるもの、No. 12 は鑿せる後、更に燒灼の
場所を圓形に削れるもの、獸骨の No. A は橢圓形のもの、No. B は兩
側を灼けるもの、No. C は長方形のもの、No. D は圓形のものである。
鑿は橢圓形、鑽は正圓形となし、また龜皆鑿となす羅振玉氏の報告は、
これ等の場合には當らない。但、No. D は果して卜器として使用せし
ものなるや疑はしい。

支那の占卜と易筮

橋本增吉

占部博士古稀祝賀の記念論文を徵されし機會に、その芳名に因み、支那の占卜及び易筮について予の卑見を披瀝し、以てその祝賀の意を致すと共に、また同學の批評を乞はんと欲するものである。

蓋し、支那で「占」だの「ト」などの文字にて表はされる語は、國語では「ウラ」で、元來「オモ」に對し、かくれた所、かくされた祕密の所を意味し、オモテ即ち「オモの方」に對し、ウラテ即ち「ウラの方」を意味せしものが、動詞形となりて「ウラナイ」、部曲の名として「ウラベ」など、使用されたものであらう。支那の「ト」なる文字は恐らく骨ト龜トに始まるもので、「占」はそのト兆を口にて述べる意であらう。後には何れも同一の意味に用ひてゐる。

二

扱、支那の卜法については、先年殷墟で龜甲獸骨の卜器が發見せらるゝまでは、久しくその正しい方法が忘れられてゐたやうで、史記や周禮などに種々の説が傳へられてはゐるが、要するに記録の上では明瞭を缺くのである。

たとへば、史記の龜策列傳を見ると、「太史公曰」の所に、

略聞、夏殷欲ト者、乃取蓍龜、已則弃去之、以爲、龜藏則不靈、蓍久則不神、至周室之卜官、常寶藏蓍龜、又其大小先後、各有所尙、要其歸等耳、(中略)、至高祖時、因秦太卜官、天下始定、兵革未息、及孝惠享國日少、呂后女主、孝文孝景、因襲掌故、未遑講試、雖父子疇官、世世相傳、其精微深妙、多所遺失、至今上即位、博開藝能之路、悉延百端之學、通一伎之士、咸得自効、(中略)、數年之間、太卜大集、會上欲下擊匈奴、西攘大宛、南收百越、卜筮至下預見表象、先圖其利、(中略)、上尤加意、賞賜至或數千萬、如丘子明之屬、富溢貴寵、傾於朝廷、

とあり、更に、

夫、撻策定數、灼龜觀兆、變化無窮、是以擇賢而用、占焉、可謂聖人重事者乎、(中略)、余至江南、觀其行事、問其長老、云、龜千歲、乃遊蓮葉之上、蓍百莖共一根、(中略)、江傍家人、常畜龜飲

食之、以爲能導引致氣、有益于助養老、豈不信哉、

と見えてゐる。即ち、夏殷の頃ト者は蓍龜を取つたとあり、龜を灼き、その兆を觀て、占トをなすことは、漢代に於てもなほ知られてゐたことのやうに、推せられるのである。

然るに、「褚先生曰」の所には、

臣以通經術、受業博士、治春秋、以高第爲郎、幸得宿衛、出入宮殿中、十有餘年、竊好太史公傳、太史公之傳曰、三王不同龜、四夷各異ト、然各以決吉凶、略闕其要、故作龜策列傳、臣往來長安中、求龜策列傳、不能得、故之太卜官、問掌故文學長老習事者、寫取龜策ト事、編于下方、
とあり、つぎに、

聞古五帝三王、發動舉事、必先決蓍龜、傳曰、下有伏靈、上有鬼絲、上有擣蓍、下有神龜、(中略)、
聞蓍生滿百莖者、其下必有神龜守之、其上常有青雲覆之、傳曰、天下和平、王道得而蓍莖長丈、
其叢生滿百莖、方今世取蓍者、不能中古法度、不能得下滿百莖長丈者、取八十莖已上、蓍
長八尺、即難得也、人民好用卦者、取下滿六十莖已上、長滿六尺者、即可用矣、

と見え、漢代に於ける蓍の用は全くトのためではなく、筮のためであることを明記しながら、而も、更
にその後には、

能得三百莖蓍、并得其下龜、以ト者、百言百當、足以決吉凶、神龜出於江水中、廬江郡常歲時生

龜、長尺二寸者二十枚、輸太卜官、因以吉日、剔取其腹下甲、龜千歲乃滿尺二寸、王者發軍行將、必鑽龜廟堂之上、以決吉凶、今高廟中有龜室、藏內以爲神寶、とあり、龜の腹甲を剔取し、百莖の蓍にて鑽トするものとなすが如き記事を見るのである。所が更にその次には、

南方老人、用龜支牀足、行二十餘歲、老人死、移牀、龜尙生不死、龜能行氣導引、問者曰、龜至神若此、然太卜官得生龜、何爲輒殺取其甲乎、

と見え、トのために龜を殺すことなかるべきを認めてゐる。かくて褚先生がそのト法として記するところも、亦一方では、

ト禁日、子亥戌、不可以ト及殺龜、(中略)、庚辛可以殺及以鑽之、(中略)、灼以荆若剛木、となし、龜を殺して、之れを鑽することを認めながら、同時にこれと並んで、

ト先以造灼鑽、鑽中已、又灼龜首、各三、又復、灼所鑽中、曰正身、灼首、曰正足、各三、即以造三周龜、祝曰、假之玉靈夫子、夫子玉靈、荆灼而心、令而先知、而上行於天、下行於淵、諸靈數策、莫如汝信、云々

との記事があり、生龜の甲及び首を灼き、その首足の動向によりて、吉凶を判定するものゝ如き、解説となつてゐる。かつその後に附せる、種々の場合に於けるト兆の例示でも、たとへば、

ト下求ニ財物、其所も當レ得、得首仰足開、内外相應、即不得呈兆、首仰足貽、

とある如く、凡べて生龜の首足の動向に基いて、判定する場合のものとなつてゐる。これによりて考ふれば、漢代太卜官によりて實行されしト法は、恐らく生龜によるものではなかつたかとの疑念が、濃厚ならざるを得ないのである。

また、周禮春官宗伯の屬に、大ト、ト師、龜人、華氏、占人、簮人、占夢など、占に關する官屬が掲げてあり、大トの條には、

凡國大貞、トレ立レ君、トニ大封、則眠レ高作レ龜。

とあり、ト師の條にも、

凡トレ事、眠レ高揚レ火、以作レ龜、致ニ其墨、

とあり、華氏の條には、

華氏掌レ共ニ燻契、以待レトレ事、凡ト、以ニ明火ニ爇燻、遂歟ニ其燻契、以授ニト師、遂役レ之、

とあり、「高を眠て龜を作る」とある文句、その他の記事より見て、周禮の撰者は生龜ではなく、龜甲を使用せしことを認めたものと思はれる。なほ、トに關する記事は詩經・禮記・儀禮その他にも散見するのであるけれども、その何れによるも、ト法の詳細については、これを知ることが出來ないのである。

三

然るに、明治三十二年頃から、所謂殷墟の地に於て、ト器に使用した龜甲獸骨が出土するに及び、古代のト法が始めて略明確なるに至つたのである。今試みに、昨年の夏、大山柏公が同地方より將來した龜甲獸骨について見るに、獸骨の場合は、骨片の裏面に、幅二三分位、長さ四五分位、長方形或は橢圓形（また圓形のものあり）に兩側より斜に深く鑿込を造り、その内底部は殆ど表面と紙一重の厚さに過ぎない程度まで深く一線に鑿込みあり、その鑿込の内側（稀に兩側）上に著或は荆などの木莖にて灼きし、燒跡が殘つてゐる。龜甲の場合は、圓形或は橢圓形（時に長方形或は四角形）に鑿込を造り、同じくその内側（稀に兩側）上に燒跡を殘すのであるが、橢圓形の場合は、その燒跡の所が、更に圓形に淺く削られ居るものも存するのである。されば、その燒灼の結果、縱の坼文は必ず表面にあらはれるはずであり、更に横の坼文があらはることによりて、種々の判定を下すものと思はれる。（圖版參照）

羅振玉氏はその增訂殷虛書契考釋ト法第八に於て、

凡ト_レ祀者、用_レ龜、ト_ニ它事_ニ皆以_レ骨、田獵則專用_ニ脛骨_ニ其用_ニ胛骨_ニ者、則疆理征伐之事爲_レ多、故殷虛所_レ出、獸骨什九、龜甲什一而已、其ト法、削_ニ治甲與_レ骨、令_ニ平滑_ニ於_レ此或鑿焉、或鑽焉、或既鑽更鑿焉、龜皆鑿、骨則鑽者、什一二、鑿者、什八九、既鑽而又鑿者、二十之一耳、此即詩與_レ禮、所謂契也、

と斷じ、また、

鑿跡皆橢圓形、鑽則正圓形、既鑽更鑿者則外圓而內橢、大抵甲骨薄者、或鑿或鑽、其鑽而復鑿者、皆厚骨不易致坼者也、

と記し、更に、

蓋不契而灼、則不能得坼、既契則骨與甲薄矣、其契處又斜入、外博而內狹、形爲橢圓、則尤薄處爲長形、灼於其側、斯沿長形、而爲直坼、由直坼而出岐兆矣、於以觀吉凶、並刻辭於兆側、以記之ト事焉、

となしてゐるが⁽¹⁾、羅氏が手にした龜甲獸骨の中には、長方形に鑿せるものは、全くなかつたのであらうか。また、「龜皆鑿」とあるも、龜甲にも正圓形のもの、即ち羅氏の所謂鑽するものや、所謂鑽而復鑿者と思はるゝものなどを見るのであるが、羅氏は全くこれを見なかつたのであらうか。尤も、大山公將來の甲骨は、殷墟ではなく、後岡附近の出土であるから、或はその時代を異にするのであるまいか。その凡べてが全く文字を有しない事實から見れば、更に一層古いものとも思へるし、或は場所を異にするためとも、後世の作爲とも思はれる。また、甲と骨との用法に關する羅氏の所説も、果してそのまゝ認められ得べきか、疑ひなきを得ないのである。

なほ、羅氏はその最後に、

殷周卜法、漢儒已不能明者、光州胡侍郎煦卜法詳考、推衍禮經、斷以己意、所言至精晰、證以予所目驗、若合符節、此亦我朝學術、超越前代之明驗矣、

と記し、大に胡煦の編著を推奨してゐるのであるが、まだ甲骨の出土を知らなかつた雍正六年の著作としては、もとよりこれ以上を望むことは、無理であらうけれども、その記するところは、なほ不明の點甚だ多く、漢儒以上に出でゝゐるとも思へない。

また、說文解字にト字を解して、

灼剝龜也、象灸龜之形、一曰、象龜兆之從橫也、

となし、龜を灸く形に象れる文字となす説と、龜兆の從横に象るとなす説との、兩説を併記してゐるのは、後漢の當時既に眞の卜法を知らず、その卜兆の形が如何なるものなるや、これを實見せしことなき事實を、曝露せるものではあるまいか。もし眞の卜法を知らば、ト字が卜兆の形に基くものなること、何等疑問なきところと思はれる。我が國に傳はれる龜トの法にて、龜の腹甲に凡五六分乃至三分位に角形の凹所を鑿り、その中に十形の町を墨にて書き、或は小刀にて刻し、その上を波々加の木に火をつけ灼くことが、伴信友の正ト考所引對馬國ト部龜ト次第だの神祇令義解などに見えてゐるが、これも元來支那に行はれた法で、說文に龜を灸くの形とあるのは、この町形を意味するものではあるまいか。

四

それから、ト兆坼文の種類は、羅振玉氏の殷商貞卜文字考ト法第三に十種、増訂殷虛書契考釋ト法第八に十五種だけ掲げてあるが、これを要約すると、

ト ヤ ド ハ タ

の五種類となるのである。即ち縦坼は必ず現はるゝやう、鑿られてゐるのであるから、たゞ横坼が右に一本或は二本か、左に一本或は二本か、または左右に各一本づゝ現はるゝことによりて、種々の場合を占ふのであるが、更に之れを要約すれば、十の一坼文を以て、これ等を代表せしむることが出來得る譯である。

そこで、これを樹木にたとふれば、縦坼は幹で横坼は枝に當る譯であり、これを剛柔の二元思想(Dualism)に當つれば、縦坼を剛、横坼を柔となすべきことは、自然であらう。而も、支那に於ける二元思想はト法に於て既に現はれるることであるから、この思想に基いて、坼文十を見る時は、則ち剛の縦坼一本と、柔の横坼二本とから成ることを認むべく、更に——なる形にこれを分解すれば、剛が奇數一、柔が偶數二によりて現はされ得ることを認むべく、もしその形をとゝのへるがため、縦坼を横に並ぶれば、——なる形となりて、こゝに所謂卦の原始を得るに至るであらう。

されど、たゞ二爻のみにては 二と 二と 二と 二の四つの場合以上を現はすことが出來ず、餘りに簡単で、トの場合にも及ばないのであるから、更に試みに一爻を加ふれば、即ちこゝに八卦を得る譯であり、これに名稱を附して、剛の三爻 三を天、柔の三爻 三を地と名づけ、上剛（岩石）にして下柔（泉源）なる 三を山、上柔にして下剛なる 三を澤と名づけ、 二と 二とは恐らくその卦形に基きて、火と水とに當て、更にその意義によりて 二を風、 二を雷と稱したものかと思はれる。而も、その神聖と神祕とを保持する意味に於て、恰も十二獸を日の名稱として使用する場合に、全く普通の文字言語と異つた、所謂十二支名を以てすると同様に、人事百般につき神明に貞さんとする易の卦名として、これを使用するに當りては、普通の場合と全くその文字言語を異にする、乾（天） 坤（地） 癐（澤） 離（火） 巽（風） 震（雷） 艮（山） 坎（水）なる名稱を以て、これを呼ぶこととなつたものと推せられる。

而も、一旦奇偶の兩數によりて剛柔を現はし、從來恐らく甲骨を灼くに使用した、蓍莖を數へて卦を立つるの法を知るに及びては、その簡便なること、もとよりトの比ではなく、更に卦を重ねて六十四卦を得るに及びては、その場合内容の豊富なることも、到底トの及ぶところでなく、かつその變を現はし動を示す意味に於て、トの靜的なるに優るところ大なるものがあるので、易の利用流行が遠からずしてト法を壓倒するに至るべきことも、また自然なるべく、かくて漢代に於てすら、その古法を忘却するに至つたものと認められるのである。

五

古來、易の起原として世に傳ふるところは、その繫辭傳に、

古者庖犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、觀鳥獸之文、與天地之義、近取諸身、遠取諸物、於是、始作八卦、以通神明之德、以類萬物之情、

とあり、八卦の起原を以て庖犧氏の功に歸せんとするのであり、また、

是故、天生神物、聖人則之、天地變化、聖人效之、天垂象、見吉凶、聖人象之、河出圖、洛出書、聖人則之、

となし、孔安國書傳には、更に、

伏羲氏王、龍馬出河、遂則其文、以畫八卦、

と稱し⁽⁵⁾、八卦の起原を以て神聖ならしめんとする傳説も生じたが、要するに、何れも後儒の捏造に過ぎず、眞の起原を解明するものとは思はれない。

予は今日易の起原を以てトの坼文に求むべきを信すること、以上述べた通りであるから、隨つて、易の起原はトに比して著しく後れるもので、決してそれ程太古に溯るべきものではあるまいと考へる。今日知られ得る易に關する最古の確かな文献は、詩の衛風氓に「爾卜爾筮」と見えてゐる一句であらうか

ら、恐らく春秋時代を溯ること、それ程遠きものとは思はれない。傳説では伏羲八卦を畫し、文王これを重ねて六十四卦となし、卦辭を作り、周公旦これが爻辭を作り、孔子更にその十翼を作つたといふのであるが、孔子の作と傳ふる十翼が恐らく漢代儒者の作爲なるべきことは、その内容より見て明白なること、今日多く異論なきところであらうと思はれる。たゞ文王周公の作と傳ふる易の本文は、果して何時の頃作成されたものであらうか、疑ひなきを得ないのである。

六

史記卷四十七孔子世家には、

孔子晚而喜_レ易、序_ニ彖繫象說卦文言、讀_レ易韋編三絕、曰、假_ニ我數年、若_レ是、我於_レ易則彬彬矣、

とあり、この記事をそのまま信すれば、孔子の時既にその本文が存在し、所謂十翼の大部分は孔子によりて作成されしことを認めなければならぬのであるが、而も、その本文の内容より見て、直にこれを盲信する譯には行かないのである。

蓋し、易の本文に述ぶるところは、中庸の徳を強調し、貞に利あることを根本主旨となすもので、易は占書であるが、その本文は全く儒教の教義に一致するのであり、これを以て、孔子を始め儒家の理想的偶像である、文王・周公の作となすことに、何等の矛盾も存しないのである。されば、その本文が儒教

發生後儒家の手によりて作爲されしものなることは、略疑ひなきところで、孔子の頃には未だその本文は存在しなかつたものと認むべきではあるまいか。かく考ふることによりて、始めて論語の述而第七に、

子曰、加我數年、五十以學易、可以無大過矣、

とあることも、孔子の語としてこれを了解することが出来るであらう。何となれば、もし現在見るが如き本文既に存し、孔子はその本文に基いて、易の研究をなすことを意味せしものとしては、「五十以學易、可以無大過矣、」との語を發せし程、困難であり、また危險なものとは、到底思はれないからである。もしまだ一部學者の考ふる如く、この語を以て眞に孔子の語ではなく、後世の竄入なりとなす所説を正しいとしても、予の論旨には何等變更を加ふべき要を認めない。⁽⁶⁾

而も、その本文中、五行思想の影響として認むべきもの、全く存せざる事實より見て、その下限は戰國中期五行思想發生以後に下るべきものとは思はれない。或は坤の六五の爻辭に、

六五、黃裳元吉、

とあり、象傳には、

黃裳元吉、文在中也、

と解し、集註の傳には、

黃中色、裳下服、守中而居下、則元吉、謂守其分也、

となし、その他後世の學者皆この説に附和雷同し、ために易の本文にも既に五行思想の影響存することを説く學者なきにあらざるも、それ等は何れも五行思想發生以後の學者等によりて、その思想の影響の下になされしものに過ぎないのであるから、乃ちかくの如き解釋となるのであり、これを以て本文の正しい解釋と認むることは出來ないのであるから、予はそれよりも、黃は地の色で、坤道を表はす色であるから、坤德を守つて下にあらば、六五の位即ち君位にあるも、なほ大に吉なることを意味するものと考へる。隨つて、この文句が何等五行思想の影響を示すものでないことは、明白である。況んや、上六の本文には、

上六、龍戰于野、其血玄黃、

とあり、文言傳には、これを解して、「天玄而地黃」と見えてゐる。即ち天の色を以て玄となしてゐるので、五行思想にて水の色を玄となすのと異つて居り、寧ろ五行思想と一致せざる事實として認むべく、天子が黃袍を衣るが如きも、その地を支配する天命を受けしことを意味するもので、元來は必しもその中位に居ることを、意味するものではあるまいとも考へられるのである。文言傳に、一方に於て、「夫玄黃者、天地之雜也、天玄而地黃」と解しながら、他方に於て、「君子黃中、通理」となすが如きは、その前後思想の矛盾混雜を示すもので、そは寧ろ文言傳その者が後世の作たる事實を、曝露するものではあるまいか。

要するに、予は今日見るが如き易の本文は、儒教發生後、五行思想發生前、恐らく戰國初期に於て、儒家の手により儒教の教義に基いて、作爲されたものであり、易その者は、それより以前、恐らく東周初期に於て、トの坼文に基き、考案されしものであらうと考へる。敢て當面の臆説を披瀝し、以て他日の推敲に須つものである。(十月五日稿)

註

1 羅振玉氏の殷商貞卜文字考ト法第三に記するところも、略これと同様である。即ち「予所藏龜甲獸骨、有鑽有鑿、鑽形圓、鑿形則橢圓、又有鑽而復鑿者、蓋灼處欲其薄、乃易坼也、大率龜甲皆鑽、未見鑽者、骨者鑽者十一、鑿者十九、此鑽與鑿之別、前賢所レ未及レ知者也、」と見えてゐる。

2 伴信友全集第二、正ト考一卷(四六〇頁)

3 トの判定が吉と凶との相反する二元的思想を誘導するに至ることは、自然であらうが、所謂十干の起原、十二獸の利用配列も、その思想と密接な關係あるものと考へる。十干十二支考(東洋學報第二十四卷第二號) 參照

4 著者「十干十二支考」(東洋學報第二十四卷第二號)

5 書經周書顧命篇偽孔傳

6 元來、論語のこの文句を後世の竄入として疑ふ所以は、易の本文が王・を周公の作で、孔子の時既に世に存したと見ることを疑ふがためであるから、予が解する如く見る時は、論語の本文を疑ふ主な理由は失はるゝ譯であらう。よしまた論語の本文が他の理由から抹殺せらるべきであるとするも、予の論旨に變更を加ふる要を見ないのである。

支那の占トと易筮(橋本)